

日本労働年鑑 第50集 1980年版
The Labour Year Book of Japan 1980

第三部 労働政策

VII ILO

2 ILOのおもな活動

国際労働基準

条約や勧告の採択という国際労働基準設定活動は一九七八～七九年も継続し、一九七八年六月の第六四回総会では、労働行政、公務員の団結権保護と雇用条件決定手続のそれぞれにかんする条約と勧告が採択された結果、条約、勧告の総数はそれぞれ、一五一および一五九となった。これらの条約、勧告はその後加盟国政府に送られ、加盟国はILO憲章の規定により、一年以内にこれを国会に提出して批准や適用の可能性を検討するよう求められた。加盟国がこれに関連してとった措置は、ILO事務局に報告するとともに、報告の写しは国内の代表的労使団体にも送られる。

こうした新しい規準の設定とならんで重要なのは、その批准・適用の促進であるが、一九七八年はこの面で重要な実績を残した。すなわちILO理事会が設置した作業班が一九七七年二月からすすめてきた既存の条約、勧告の徹底的な見直しと今後の必要性を見定める作業を一九七八年一月に完了し、その報告が一九七九年二～三月の第二〇九回理事会で採択されたのである。この報告は第一に既存の基準を三つのカテゴリーに分類し、かつこの分類自体も今後の事態の推移に応じて再検討するよう提案した。三つのカテゴリーは、(1)批准・適用を優先的に促進すべき条約・勧告、(2)改正するのが適当な条約・勧告、(3)その他の条約・勧告、である。同報告はさらに、第四カテゴリーのなかで、新しい基準の採択を検討すべき主題を列挙している。

第一カテゴリーには、基本的人権分野の八七号条約(結社の自由)、九八号条約(団結権・団交権)、一三五号条約および一四三号勧告(ともに労働者代表関係)、農村労働者団体関係の一四一号条約と一四九号勧告など、強制労働廃止関係の第二九号条約と一〇五号条約、雇用における差別にかんする一一一号条約と一一一号勧告、男女同一報酬の一〇〇号条約と九〇号勧告がふくまれる。雇用政策分野では、一二二号条約と一二二号勧告、職業安定組織の八八号条約、八三号勧告そして九六号条約(有料職業紹介)、人的資源開発の一四二号条約、一五〇号勧告など、労使関係分野では九一号条約(労働協約)、一一三号勧告(協議)、一三〇号勧告(苦情)、公契約の労務条項の九四号条約、八四号勧告が、また労働時間分野では一一六号勧告(時間短縮)が、工業の週休にかんする一四号条約や一三二号条約(有給休暇)、一四〇号条約(有給教育休暇)が、安全衛生分野では一一五号条約(放射線)、一三六号条約(ベンゼン)、九七号勧告(労働者健康保護)、一一九号条約(機械防護)など全部で八〇の条約と七六の勧告がふくめられた。

第二カテゴリーには、一一九号勧告(雇用の終了)、一一二号勧告(職業保健機関)、放射線の一五号条約と一一四号勧告、安全規定の六二号条約と五三号勧告、深夜業(非工業)の七九号条約と八〇号勧告、坑内雇用条件の一二五号勧告など一二条約と一一の勧告がふくまれる。

また、第三カテゴリーに入れられた条約・勧告については省略するが、第四カテゴリーにふくめら

れた事項には、たとえば反組差的差別からの保護や技術進展に直面する労働者の基本的人権の保護など約四〇項目がふくまれる。

諸会議

一般的な国際労働立法をおこなう総会を補って、国際的な産業別基準をつくるための産業別委員会または類似の会議としては、一九七八～七九年には予算削減のため、飲食料産業だけにかぎられ、これには日本からも代表が出席して審議に参加した。

ただし、これより小規模な会議としては、漁業労働条件委員会、深夜業諮問会議、国際塵肺会議および航空管制官専門家会議などが開かれ、それぞれの分野にかんする結論や決議が採択された。

技術協力

世界各地の開発途上国の経済社会開発に協力するためのILOの技術協力活動は一九七八～七九年も継続され、専門家派遣、研修生の海外留学、セミナー開催などがおこなわれた。こうして活躍中のILO専門家の数は事業規模の縮小にともない減少したが、なお約六〇〇人が一〇〇カ国以上の技術協力プロジェクトで協力している。彼らの任務は多種多様で、短期の予備調査的なものから職業訓練センターの設置、社会保障制度の導入・改善のための調査や助言、あるいは産業安全・衛生研究所の設立への助言、労働統計の整備方法から農耕開発戦略の立案協力などにわたる。一九七九年七月現在で活躍中の日本人専門家は柏木考平(バングラデシュ、ラジオ・テレビ修理、任期一年で一九七九年六月末に満了予定であったが若干の延長が内定)、下川幸三(バングラデシュ、旅行エージェント指導、任期一年で一九八〇年三月末日満了)、梅田浩(マレーシア、経営開発、任期一年で一九七九年六月末日満了予定が同年一二月末日まで延長決定)の各氏がいる。

このほか、短期のILO職員として、労働省産業安全研究所から田中隆二氏が一九七八年七月から一年間、アジア地域産業安全衛生顧問としてバンコクのILOアジア太平洋地域事務所で、また一九七九年六月から六カ月の任期(延長の可能性あり)で職業訓練教材顧問として、同じくバンコクのILO地域事務所内のアジア地域技能開発プロジェクト(ARSDEP)で、それぞれ活躍中である。

ILO研修生として日本に派遣された者はアジア諸国からが多く、インド(二名、職業訓練用高級機械、一週間)、タイ(六名、職業訓練校の運営、三週間)、フィリピン(一五名、職業訓練校の運営、一週間)、インドネシア(一名、産業衛生、一年)、ブルガリア(五名、ホテル要員訓練の視聴覚システム、五週間)など、合計二九名を数えた。また、各種の訓練用機材としての日本製品の買い付けは一九六三年から一九七八年末現在で七億円を超えた。

技術協力活動のうち日本との関係で注目すべきものに、ほとんど毎年、ILO・労働省共催で訓練コースまたはセミナーが日本で開かれているが、一九七八年一〇月三日～一八日に「ILOアジア地域労働行政訓練コース」が東京で開かれた。つぎの一七カ国から各一名の中堅労働行政官(将来幹部として責任ある地位に就くことが見込まれる者)が参加し、現代の労働行政のあり方について研修がおこなわれ、開催国費用は日本の労働省が負担した。アフガニスタン、バングラデシュ、ビルマ、フィジー、香港、インド、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ネパール、パキスタン、イラン、パプア・ニューギニア、フィリピン、シンガポール、タイ。

同コースでは、日本の労働省と大学、ILOアジア・太平洋地域事務所およびアジア地域労働行政強化計画(ARPLA)からの講師による労働政策、労働行政、労使関係、労働基準、雇用計画、社会

保障、労働監督、訓練方法、経済社会開発、現代の経営管理等についての講義ならびに各参加者のカントリーペーパーの発表とそれをめぐるディスカッションがおこなわれた。そのほか自動車工場、製鋼所、職業安定所、労働省労働市場センター、中野サンプラザ等の見学もおこなわれ、座学にたいする有益な補足となった。

日本労働年鑑 第50集 1980年版

発行 1979年11月10日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月25日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1980年版(第50集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
